

(S1)知財業界でも始めるべき「平明日本語運動」

1.特許翻訳は、なぜ悩ましいのか

翻訳を悩ましくさせるその原因は、翻訳が難しい日本語文章を書く側にも原因がある。“翻訳者に総ての責任を押し付けられては困るでしょう”と、翻訳を業としている方々に訴えたと、皆さん“そうだ、そのとおり”と相槌を打ってくれる。

“じゃ～、何故そのことを依頼者側に言わないの？”と問いただすと、依頼者は不快感を抱き”訳せないなら他の翻訳会社に出すから”ということで仕事が来なくなるらしい。

何年か前に話題になった欠陥マンションの問題と同じで、このまま放置すれば特許翻訳の欠陥品はどんどん生産され、責任所在も分からなくなる。

幸運なことに？特許翻訳の欠陥で死人、ケガ人が出ることはない。とりあえず無駄金を使って場当たりの対処して行く構図が見える。しかし、意味不明な特許文書のために会社の損失が明確にされ、株主訴訟で特許翻訳の欠陥が追及される日も、そう遠くの話では無さそう。

2.特許明細書とは

国際出願でのPCT (Patent Cooperation Treaty) の約束の下では、国内出願の優先権は認めるが、それを英語で提出するときは、国内で出願した内容と同じ事項を記せ、となっている。当然であろう。

優先権を認めた出願と英語で記述されたそれが異なる記述であれば、そこで主張されている発明が別物となってしまう恐れがでる。つまり諸国に出願した各国特許明細書の整合性が取れていない可能性があることだ。

特許明細書は「発明技術の説明書」である。米国では、単に技術文書の一つであり、より限定すれば英語での表記 (Patent Specifications) とおり、発明に関する仕様書との位置づけである。

特許明細書は「技術文書と法律文書が入り混じった何やら難しく特殊な文書である」という誤解があるようだ。確かに特許明細書の中にある【特許請求の範囲】(クレーム)は、発明の権利を主張する文書であるから特許法で規定されている。

しかし、明細書部分を読んで 理解いただいた処で「アイ・クレーム」となる流れであるから明細書は分かり易い普通の文章で書かれている筈だ。

3.「グローバル知財」の鍵を握る特許翻訳者

日本は「成熟・衰退期」にあり、国内への特許出願は減る。ただし外国出願は増え続ける。現地特許代理人とのやり取りは、当然ながら 英語 (English) で行われる。彼等の仕事用語は自国語と英語である。彼らの英語能力は高い。誤解を生じない伝わる英語で、やり取りすれば解釈の違いもなくなる。

ただ問題は「グローバル知財」で活躍ができる「知財人材」が日本の中で不足していることである。そのことが外国出願の諸トラブルを招いている。思うに日本が「グローバル知財」への対応が遅れている理由は、我々日本人が世界へ発信するための言語に対して無関心であること、日本語が技術の説明に適さないことを強く認識していないことにある。

つまり「以心伝心・阿吽の呼吸」で、読み手側が自分なりに解釈するという日本特有の文化に根ざした言語が特許明細書の中でも使われており、その日本語表現が翻訳を難しくさせている。

4.虚しい「日→日翻訳」から開放すべきである

では、翻訳現場では一体どうなっているのでしょうか。英語への翻訳が難しいのは、日本語を日本語へ翻訳する「日→日翻訳」の作業にある。翻訳者のエネルギーの多くが、この「日→日翻訳」に宛てられている。日本語を母語としている日本人翻訳者が、その日本語の「読解」に苦勞しているのが現状である。

「日→日翻訳」は生産性が悪いだけでなく翻訳品質にバラツキが出る。“技術の理解できる「スーパー翻訳者」を求む”といっても、それは無理な相談である。たとえ居たとしても勝手に解釈して翻訳することはタブーである。翻訳者は、与えられた日本語の文面に合わせて「忠実翻訳」するのが鉄則である。

日本人が読めば、なんとか理解できる文章でも、曖昧で意味不明な文章は、誤訳を招く。例えば、係り受けが不明瞭、主語が無い、といった文章を翻訳することは困難で、神業がいる。“主語は翻訳者が考えて下さい”これは甚だ無責任である。また、言語としての日本語の観点から、例えば「テニオハ」の使い方の誤りなどを正す必要があることも強く訴えておきたい。

5.世界の人々に「物・事・考え」を伝える「平明日本語」

日本語文章という主題の全体を眺めてみると、読んで理解が難しい曖昧な文章は、そこら中にあることに気づく。わかり難い文章の最

たるものとして槍玉に挙げられているのが、法律家が作成している裁判の判決文と官僚が作成している官公庁の各種フォーム文書である。

世界の人々に 「物・事・考え」 を伝えるためには、好むと好まざるに関わらず、それらを明快に記述する言語を用意し、誤解なく伝えることが重要である。つまり、世界の人々に何ごとかを伝えるためには、論理的で且つ明快に記述する文章能力を高めなければならない。

「論理的文書」を作成するためには、二つの要素が欠かせない。ひとつは、論理的に文書を構成（展開）する ことである。もう一つは 平明に分かりやすく「文章」を記述する ことである。日本人が慣れ親しんだ表現で作成する文書を、伝わる英語へ即ちオープンな英語へ翻訳することは困難である。その原因は、上記二つの要素が適合していないからである。

我々日本人は、この世界の共通事項を論理的に明快に誤解なく伝えるため、もう一つの日本語を持つ ことが必要となる。それは、日本人と文化を異にする世界の人々に語りかける、橋渡しをするためのオープンな日本語、つまり 「平明日本語」、あるいは「文明日本語」 のことである。

6.発明技術の説明は文明の言語で行われる

日本語を他言語へ翻訳する場合も、平明な日本語で論理的に明快に記述されていれば、異なる言語の間での翻訳は、比較的容易な作業となる。

例えば、科学技術の世界において、電気の流れは民族と文化に関係なく、どこにおいても同じ原理で流れる。どれくらいの容量の電気が、どこで生まれ、何を通して、どこからどこへ、どのようなタイ

ミングで、何のために流されているのかは、英語でも日本語でも正確に同じに記述できる。違いは、使われる文字と、記述の順序と、言葉（単語）だけであり、これらは問題なくそれぞれの言語に転換できるはずである。

7. IP 戦争とは、詰まるところ言語の戦いある

当稿表題のスローガンを実現させるためには、世界の主要言語である英語と互換性（変換できる）のある日本語文章を書くことが近道である。それは世界の共通（普遍）事項の記述を英語へ容易に変換できる「平明日本語」のことである。それは 日本文化に根ざした「美しい日本語」 でなく「伝わる日本語」のことである。

では、どのようにして「平明日本語」を書けばいいのだろうか。じつは極めて単純である。英語で記述されている「物・事・考え」と同じ内容を 日本語文章で明快に書けるように訓練すれば済む。

世界の普遍事項を論理的に明快に書き表すことにおいては、英語が格段に適しており整備されているから、とにかく真似するのが手っ取り早い。

例えば、「IOT 関連」の特許明細書は、論理的思考を身につけていなければ、とてもじゃないが書ける代物ではない。IP 戦争とは詰まるところ言語の戦いでもある。 世界での戦いの武器は、残念ながら日本語でなく英語である。

8.機械翻訳ソフトの支援が受けられる英語に近い日本語を書く

世界の共通語である英語と互換性が取れる日本語で書けば、翻訳ソフト（A I）の支援が受けられる。何故なら 英語は極めて構造的であるからだ。この英語の利点を我々日本人は大いに利用すべきである。

英語と互換性のある日本語を書くことに慣れてくれば知財従事者の英語力と論理力は格段とアップしていく。「グローバル知財」で活躍ができる「知財人材」が育つこと保証つきである。

いま外国出願で抱えている問題は、多義的で曖昧な「日本特許出願明細書」から「忠実翻訳」された日本特有の英語、つまり 「和製英語（ジャパングルシュ）」が、英文特許明細書の文中に含まれていることである。

“伝わる英語へ翻訳するのが翻訳者の仕事だろう”と翻訳者へ責任を押し付けられても、それは困る。曖昧で意味不明の日本語表現であれば、どんなに翻訳者の腕がよくても英語（オープンイングルシュ）へ翻訳することは難しい。翻訳しやすい日本語表現に整えて翻訳依頼するのが依頼者側に求められる最低の「マナー」でもある。

9.翻訳者は翻訳ソフトを使いこなし、翻訳知識と経験を吹き込む

英語型に近い日本語で書かれていれば、翻訳者は翻訳ソフトの支援を受けながら万全の翻訳作業を進めることができる。翻訳仕事はデジタル技術とアナログ知識の合体（融合）作品である。文法に則った文書は人にわかり易い。文法に則った文章は翻訳ソフトに優しい。それは翻訳ソフトにとって記憶し易い、分析し易い、訳し易いということである。

翻訳ソフトで70～80%の翻訳品質が得られれば翻訳作業の生産性は飛躍的に上がる。あとは翻訳者の知識と経験を吹き込んで100%の翻訳品質を目指せばよい、翻訳ソフトで得た翻訳は、腕の良い翻訳者であれば、正しく翻訳された単語や文節部分（使える）と、誤訳誤って翻訳された単語や文節部分（使えない）を判別することができる。

誤訳された単語や文節を正しく修正しての辞書を構築していけば社内の「翻訳知的基盤（インフラ）」は飛躍的に充実（育つ）し、翻訳品質は劇的に高まる。

プロ翻訳者の手によって万全に仕上げられた、この「英文特許出願明細書」を世界各国へ出願する「基準明細書」にすれば良い、この「基準明細書」を各出願国の現地代理人へ渡せば各国間のバラツキは少なくなる。

10.品質管理基準となる「基準特許出願明細書」が齎す効果

「基準明細書」は欧州語、露語、北京語など、他言語への翻訳も翻訳ソフトの支援が受けられ現地代理人も歓迎する。信頼できる現地代理人の手によって自国の「特許出願明細書」へ仕上げて貰えばよい。現地代理人の翻訳を確認する場合でも、翻訳ソフトで逆翻訳して英語へ戻し「基準明細書」と比較すれば、確認したい箇所や質問もしやすい。

「和製英語」を、そのまま渡したのでは各出願国での「翻訳バラツキ」が大きく、各々の国が違う内容の「特許出願明細書」になって収支がつかなくなる。「基準明細書」は、社内の「文書品質管理体制」を築くだけでなく劇的なコストダウンが実現できる。こんな美味しい改善策は他に無い。

とにかく日本から外国へ出願する「トータル費用(翻訳、チェック、OA 対応など)」は半端な額でなく増え続けていく。英語を公用語にしている国と比べ、まずコスト面、品質面で大きなハンデを抱えていることになる。この根本的な問題を早く改善しない限り「日本知財村」の将来は惨憺たる状態になるであろう。